

【障がい福祉サービス事業所 ユー・ホップハウス】

就労継続支援 B 型事業 利用料金について

訓練等給付費対象サービス利用料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分としてサービス利用料全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

訓練等給付対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容
食事・おやつ	希望により昼食、おやつを有料にて提供します。 金額：昼食 230 円（食材料費のみ） おやつ 1 日につき 50 円
送迎	無料にて定められたルートで送迎します。 必要に応じてルートの見直しを行います。